

子育て応援宣言

6月1日から始まります

子育て家庭優待事業

児童課

☎66♦1107



市では、子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりを目指して、6月1日から愛知県と協働で「子育て家庭優待事業」を始めます。

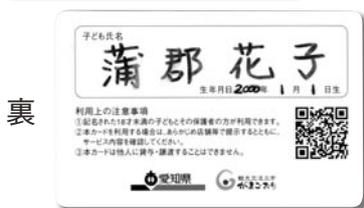
この事業は、18歳未満のお子さんのいる家庭と妊娠中の方へ「はぐみんカード」を配布し、このカードを協賛店舗など（はぐみん優待ショップ）で提示することにより、協賛店舗などが独自に設定するさまざまな特典やサービスが受けられる事業です。

★「はぐみん優待ショップ」は



協賛店舗・施設の店頭には、特典サービス内容が書かれたステッカーが貼ってあります。特典サービスの内容は、各店舗・施設の善意とご協力で決められたものです。カードを配布するときに、4月30日までに申し込みのあった協賛店舗等一覧表をお渡しします。また、市や県のホームページでもご覧いただけます。

★「はぐみんカード」の配布



表

裏

○市内の小中学校、保育園、幼稚園に在学・在園のお子さんについては、各小中学校、保育園、幼稚園を通じて5月中旬に配布します。

○6月以降に妊娠届を出される妊娠中の方は、届出時に保健センターで配布します。

○それ以外の方は、5月15日(木)から児童課窓口で配布します。妊娠中の方は母子手帳、そのほかの方は、身分の証明できるものをご持参のうえ、児童課へお越しください。

★カードの有効期限

6月1日から平成23年3月31日まで(子どもが満18歳になった後の最初の3月31日まで利用できません)

★利用上の注意事項

○カードの裏面には、子どもの氏名・生年月日を記入してください。

○カードは、愛知県内の全協賛店舗などで利用できます。

○各協賛店舗などのサービスはお店の善意と協力によるものです。ルールとマナーを守って、